

令和 4 年 度

港湾局関係予算決定概要

令和 3 年 12 月 24 日

国土交通省港湾局

【令和4年度港湾局関係予算の基本方針】

令和4年度予算においては、「社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「国民の安全・安心の確保」、「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」を3本柱とし、重点的に取り組む。

これにより、新型コロナウイルス感染症による未曾有の危機からの速やかな回復を図るとともに、年々激甚化・頻発化する自然災害にも対応し、世界や我が国の急速かつ大きな変化を受けた、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたグリーン投資の加速、デジタル技術の積極的な活用などを原動力とした、早期の我が国経済成長軌道の実現、分散型の国づくり等の喫緊の課題に適切に対応していく。

【港湾局関係予算総括表】

(単位：百万円)

事業区分		令和3年度補正・令和4年度					前年度 (D)
		合計 (A=B+C)	対前年度 倍率 (A/D)	令和3年度 補正 (B)	令和4年度 (C)	対前年度 倍率 (C/D)	
公 共	港湾整備事業	321,985	1.34	77,596	244,389	1.01	241,181
	港湾海岸事業	22,340	1.85	7,131	15,209	1.26	12,045
	災害復旧事業等	6,886	5.22	5,521	1,365	1.04	1,318
	合計	351,211	1.38	90,248	260,963	1.03	254,544
非 公 共	港湾におけるカーボンニュートラル 実現に必要な経費	601	皆増	0	601	皆増	0
	サイバーポートの機能改善・ 利用促進等に必要な経費	967	1.06	580	387	0.42	912
	国際競争力強化対策事業等	943	0.95	0	943	0.95	994
	国際クルーズ旅客 受入機能高度化事業	338	0.66	0	338	0.66	513
	行政経費	1,017	1.08	0	1,017	1.08	942
	合計	3,866	1.15	580	3,286	0.98	3,362
総合計		355,078	1.38	90,828	264,250	1.02	257,906

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 上記には内閣府分(沖縄関連)を含む。

3) 上記にはデジタル庁一括計上システムに係る経費を含む。

4) 本表のほか、令和4年度予算案には以下がある。

- ① 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興事業(港湾：9百万円、災害復旧：4百万円)(国費)
- ② 受託工事費(港湾：1,214百万円)(国費)
- ③ 社会資本整備総合交付金(581,731百万円)の内数及び防災・安全交付金(815,570百万円)の内数(いずれも国費)
- ④ 観光庁計上の新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等(74百万円)の内数(国費)
- ⑤ 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所における運営費交付金(5,114百万円)の内数(国費)
- ⑥ 港湾関係起債事業の起債見込み額(70,240百万円)

5) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【所管別内訳】

(1) 港湾整備事業

(単位：百万円)

所 管	令和3年度補正・令和4年度					前年度 (D)
	合 計 (A=B+C)	対前年度 倍 率 (A/D)	令和3年度 補正	令和4年度	対前年度 倍 率 (C/D)	
			(B)	(C)		
国 土 交 通 省	306,494	1.37	77,041	229,453	1.02	224,229
港 湾 局	279,431	1.38	72,670	206,761	1.02	201,853
北 海 道 局	21,054	1.21	3,561	17,493	1.01	17,360
国 土 政 策 局	6,009	1.20	810	5,199	1.04	5,016
離 島	4,421	1.27	810	3,611	1.04	3,474
奄 美	1,588	1.03	0	1,588	1.03	1,542
内 閣 府	15,491	0.91	555	14,936	0.88	16,952
沖 縄 振 興 局	15,491	0.91	555	14,936	0.88	16,952
合 計	321,985	1.34	77,596	244,389	1.01	241,181

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 上記にはデジタル庁一括計上システムに係る経費を含む。

3) 特定離島港湾施設整備等に係る予算は港湾局所管に計上している。

4) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(2) 港湾海岸事業

(単位：百万円)

所 管	令和3年度補正・令和4年度					前年度 (D)
	合 計 (A=B+C)	対前年度 倍 率 (A/D)	令和3年度 補正	令和4年度	対前年度 倍 率 (C/D)	
			(B)	(C)		
国 土 交 通 省	22,298	1.85	7,131	15,167	1.26	12,039
港 湾 局	21,883	1.82	7,131	14,752	1.23	12,039
北 海 道 局	99	皆増	0	99	皆増	0
国 土 政 策 局	316	皆増	0	316	皆増	0
離 島	209	皆増	0	209	皆増	0
奄 美	107	皆増	0	107	皆増	0
内 閣 府	42	7.00	0	42	7.00	6
沖 縄 振 興 局	42	7.00	0	42	7.00	6
合 計	22,340	1.85	7,131	15,209	1.26	12,045

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【主要項目】

(1) 国際コンテナ戦略港湾の機能強化 [国費 466 億円]

「ヒトを支援する AI ターミナル」の機能強化、セキュリティを確保した効率的なデジタル化物流システムの構築を通じたゲート処理の効率化など、「集貨」「創貨」「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策を推進する。

(2) 国民の安全・安心の確保 [国費 1,101 億円]

大規模災害に対する港湾の防災・減災、国土強靱化、地震・津波・高潮・侵食災害に備えた港湾海岸の整備、将来を見据えた港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策など、防災・減災、国土強靱化施策を推進する。

(3) 港湾におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組 [国費 330 億円]

洋上風力発電の基地港湾の整備等の推進、カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画の策定に対する支援、新技術を活用した CNP 形成に関する高度化実証など、港湾におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組を推進する。

(4) 港湾におけるデジタル・トランスフォーメーションの推進 [国費 17 億円]

港湾整備において、ICT 施工や 3 次元データ活用の推進による抜本的な生産性の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止につながるリモート化、省人化への転換を進める、DX を加速する。

(5) 地域の基幹産業の競争力強化のための港湾整備 [国費 164 億円]

経済安全保障の観点を踏まえた、リスク分散を念頭に置いたサプライチェーンの多元化・強靱化、分散型の国づくりに向け、地域経済を支える製造業・農林水産業等の立地・輸出拡大のための港湾整備を推進する。

【新規制度】

事 項	新規制度内容
1. カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画の策定に対する支援制度の創設	○CNP 形成に向けて港湾管理者が関係者の協力を得て取りまとめる CNP 形成計画の策定及び変更、港湾計画への反映にかかる支援制度を創設する。
2. 新技術を活用したカーボンニュートラルポート（CNP）形成に関する高度化実証	○脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を図るため、新技術等を活用した実証事業を行う。
3. 津波災害警戒区域等の指定促進のための制度拡充	○切迫する巨大地震に伴う津波等に関して、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を推進するため、津波災害警戒区域等の指定に係る支援制度を拡充する。
4. 港湾施設の老朽化対策の促進・高度化	○港湾管理者が行う、ライフサイクルコストの縮減、既存施設の統廃合、新技術等の活用の検討及びこれに伴う個別施設計画の見直し等に対する支援制度を創設する。
5. 港湾施設・海岸保全施設の集中的・計画的な老朽化対策	○加速度的に進行する港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策を、集中的・計画的に実施するため個別補助制度を創設し、地方公共団体等の予防保全型維持管理への本格転換を推進する。

【港湾関係税制】

事 項	税制改正内容
1. カーボンニュートラルポートの形成に向けた陸上電力供給設備に係る特例措置 <u><創設></u>	<p>【対象】 国際戦略港湾等において港湾運営会社が国の補助を受けて取得した陸上電力供給設備</p> <p>【固定資産税の特例】 課税標準 2/3 （取得後3年間）</p>
2. 港湾法改正に伴う所要の措置 <u><拡充></u>	<p>【対象】 港湾法改正（検討中）により、船舶役務用施設（港湾施設）に新たに追加する、環境負荷の少ない船舶燃（LNG、水素等）の補給施設</p> <p>【事業所税の特例】 事業所税の特例措置（資産割 1/2 従業者割 1/2）の適用</p>

カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画の策定に対する支援制度の創設

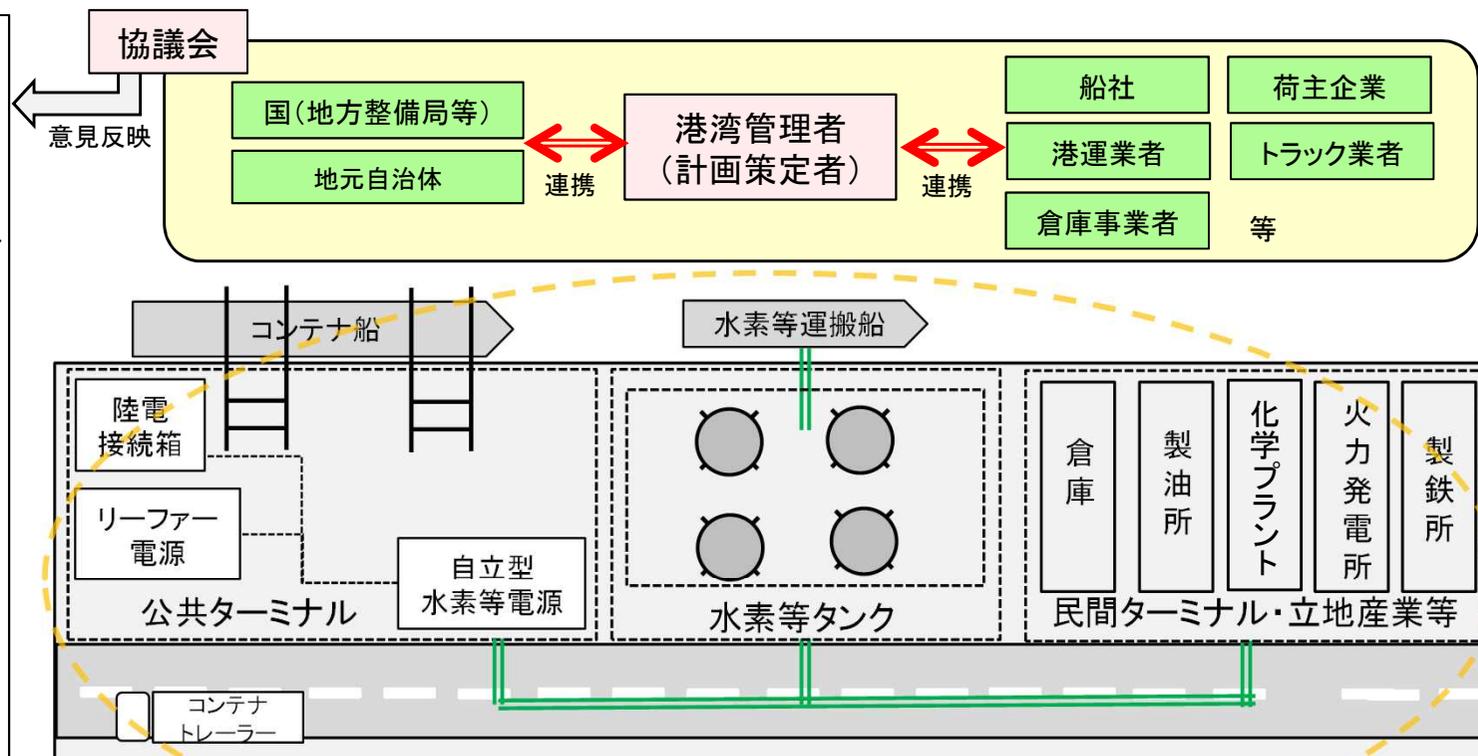
背景・目的

- CNP形成計画は、港湾におけるカーボンニュートラルの実現のため、国の方針に基づき、各港湾において発生している温室効果ガスの現状及び削減目標、それらを実現するために講じるべき取組、水素・燃料アンモニア等の供給目標及び供給計画等を取りまとめたもの。
- 策定主体は、港湾管理者。関係事業者等が参画する協議会の設置が望ましい。
- 対象港湾は、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾を基本とする。地方港湾においても策定を推奨。
- CNP形成の取組を加速させるため、当該計画策定及び変更、港湾計画への反映に係る支援制度を創設。

CNP形成計画(国の方針に基づき関係者の協力を得て港湾管理者が策定)

【CNP形成計画の主な記載項目】

- ✓ CNP形成計画における基本的な事項(CNP形成に向けた方針、計画期間、目標年次、対象範囲、計画策定及び推進体制等)
- ✓ 温室効果ガス排出量の推計
- ✓ 温室効果ガスの削減目標、削減計画
- ✓ 水素・燃料アンモニア等供給目標及び供給計画
- ✓ 港湾・産業立地競争力の強化に向けた方策
- ✓ ロードマップ
- ✓ 対策の実施・進捗管理・公表(計画の実施、進捗管理、公表の手法)



CNP 形成計画は、公共ターミナルにおける取組に加え、物流活動や臨海部に立地する事業者の活動も含め、港湾地域全体を俯瞰して面的に策定することを想定。

※「CNP形成計画策定マニュアル」(初版)を作成(2021年12月)

カーボンニュートラルポート(CNP)形成に関する高度化実証

背景・目的

- 脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化に向けて、技術開発の進展等に応じた新技術等を順次導入していくこととなる。
- 港湾に様々な新技術を安全かつ円滑に導入するため、技術上の基準等について、実地での導入実証を含め検証する。

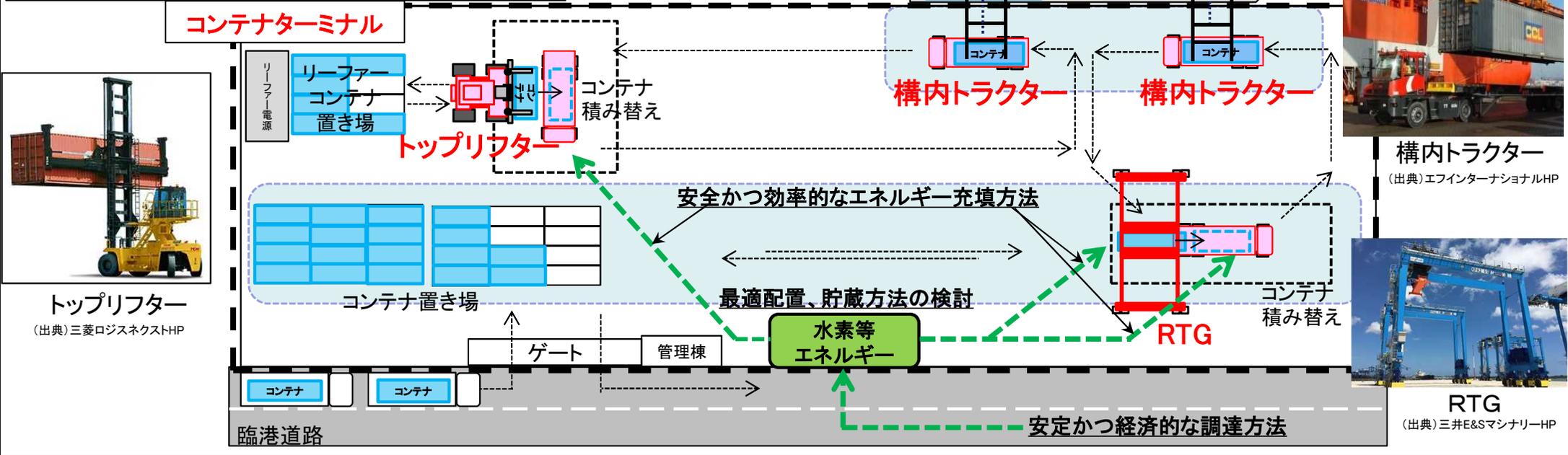
実証のイメージ

コンテナターミナルにおいて、水素燃料電池搭載RTG等の脱炭素型荷役機械に関する実証を実施
 (1年目:事前調査、ロードマップの作成等、2年目以降:現地実証等)

<主な検討内容>

- ✓ CNPの形成に資する新技術等を有する荷役機械を導入する際に必要となる安全対策
- ✓ 同荷役機械のオペレーションに必要な水素等エネルギーの調達・貯蔵・充填等の安全性・効率性・経済性
- ✓ 同荷役機械の導入による温室効果ガス削減効果
- ✓ 同荷役機械等の最適配置

CNP形成に関する港湾機能高度化実証のイメージ



切迫する巨大地震に伴う津波等に関して、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を推進するため、津波災害警戒区域等の指定に係る支援制度を拡充する。

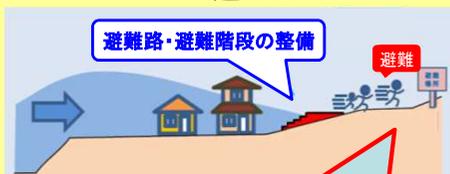
背景

- 津波・高潮等に対するソフト対策は、津波・高潮危機管理対策緊急事業において、事業計画の総事業費の2割を上限にハード対策と一体として支援している。
- ハード対策は時間を要することから、先行してソフト対策を支援することにより関係者の意識や行動に働きかけを行い減災につなげる必要がある。
- 例えば、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域については、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年)に基づき都道府県知事が指定することとしているが、現時点においては指定が進んでいない状況。

ハード・ソフト一体となった取組が重要

浸水を軽減する

逃げる



ハード対策の例



海岸堤防の整備



ハザードマップ

避難路調査

ソフト対策の例

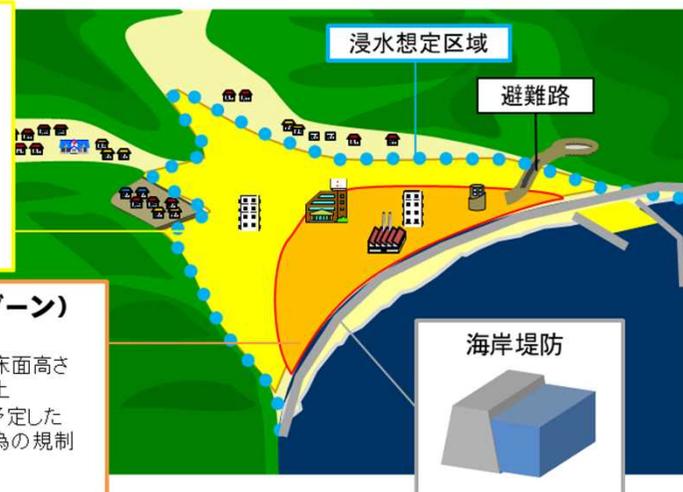
津波災害警戒区域等の指定

津波災害警戒区域(イエローゾーン)

- ① 市町村地域防災計画への津波警戒避難体制(避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝達等)に関する事項の記載
- ② 市町村による津波ハザードマップの作製
- ③ 市町村による避難施設の指定・管理協定(承継効あり)の締結
- ④ 地下施設、避難困難者利用施設における避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施

津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)

- ① 病室等の居室の床面高さが津波浸水深以上
- ② 病院等の建築を予定した盛土等の開発行為の規制



支援制度の概要

津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※指定に資する調査については、令和4年度より津波・高潮危機管理対策緊急事業の補助対象とし、その実施にあたっては、総事業費におけるソフト対策2割上限の対象外とする。

※津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域

港湾施設の老朽化対策の促進・高度化

第2次「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」(令和3年6月策定)(以下、第2次行動計画)に新たに位置づけられた内容に基づき実施する個別施設計画の見直し等に係る費用を支援。

- 「予防保全」への本格転換、新技術等の普及促進によるメンテナンスの生産性向上の加速化、集約・再編のインフラストック適正化を推進することが必要。
- 第2次行動計画において、全ての港湾管理者が、既存施設の統廃合や新技術等の活用などに係る短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を設定し、個別施設計画へ反映することとした。
- 港湾管理者が行う個別施設計画の見直し等に係る費用を支援し、予防保全型インフラメンテナンスへの転換の加速化を図る。

<第2次行動計画における記載>

<個別施設計画の策定・充実>

- ・施設のライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針について、個別施設計画に記載する港湾管理者が令和7年度までに100%となるよう取り組む。
- ・港湾管理者におけるコスト縮減や事業の効率化につながるよう、既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換や、新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する港湾管理者が令和7年度までに100%となるよう取り組む。

<個別施設計画への反映>

港湾管理者:○○県(所管港湾:△△港、□□港)
ライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針
△△港

既存施設の統廃合等	令和7年度までに○岸壁を利用転換(不荷役化)します。
新技術等の活用	令和7年度までに管理する水域施設、係留施設において、○割の施設で新技術・新工法を活用する予定。
費用縮減効果	これらの取組みにより、5年間で約●千万円のコスト削減を目指します。

□□港

既存施設の統廃合等	令和7年度までに○岸壁・□岸壁を利用転換(物資補給岸壁)し、△岸壁及び▽航路・泊地を統合します。
新技術等の活用	令和7年度までに管理する外郭施設、臨港交通施設の○○施設のうち、約○割の施設で補修・定期点検に係る新技術・新工法を活用します。
費用縮減効果	これらの取組みにより、5年間で約●百万円のコスト削減を目指します。

港湾施設・海岸保全施設の集中的・計画的な老朽化対策

- 建設後50年以上経過する施設の割合が増大する中で、従前より防災・安全交付金で老朽化対策を総合的・一体的に支援しているところ。
- 加速度的に進行する重要インフラの老朽化対策を、集中的・計画的に実施するため個別補助制度を創設し、地方公共団体等の予防保全型維持管理への本格転換を推進する。

■ 港湾施設・海岸保全施設の集中的・計画的な老朽化対策

地方公共団体等が管理する港湾施設・海岸保全施設に対しては、大規模な更新などを除き、防災・安全交付金により老朽化対策を支援しているが、自由に流用が可能なことから、必ずしも配分時に想定していた事業での実施が担保されていない。

そこで、インフラ長寿命化計画を踏まえ、集中的・計画的な老朽化対策を進められるよう、個別補助制度を創設する。

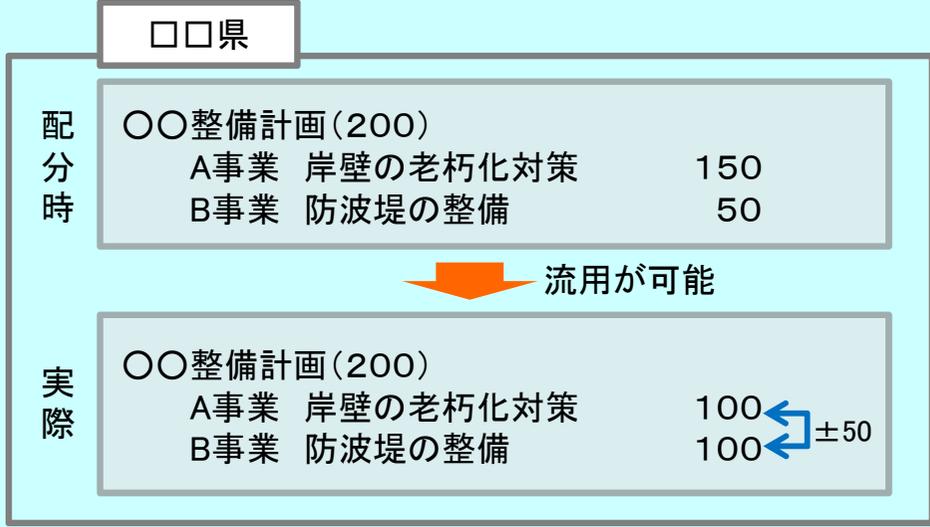
【老朽化の進行による港湾施設の破損・事故例】



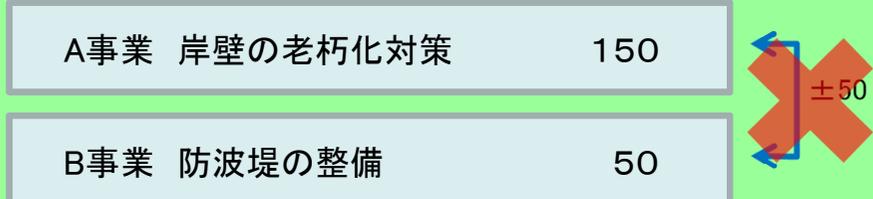
【老朽化の進行による海岸保全施設の破損・損傷例】



【防災・安全交付金の流用イメージ】



【防災・安全交付金から個別補助化した場合】



予算を配分した事業の実施が担保され、より集中的・計画的な対応が可能となる。